（前のページより続き）
○産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等（**経済産業**三二）　一七三
○木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示（**国土交通**二一五）　一七六
○航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示（**同**二一六）　一八〇
○道路に関する件（**関東地方整備局**一三三～一三五）　一九〇
○道路に関する件（**近畿地方整備局**四三、四四）
○道路に関する件（**中国地方整備局**三〇）
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**二四）
○道路に関する件（**北海道開発局**二八～三一）

〔**官庁報告**〕

官庁事項
令和七年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）　一九一
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　二〇〇
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）
北海道開発局公示（北海道開発局）

府令・省令

○**内閣府**、**文部科学省**、**厚生労働省**、**経済産業省**令第一号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十七条第三項（同法第四十条、第四十四条及び第五十一条において準用する場合を含む。）及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）第六条の規定に基づき、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治